



5. 併給調整等必要事項

支給期間							広域異動手当 支給割合 (1)(2)	-	地域手当 支給割合(3)	=	実支給 割合	
令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	-	=	%
令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	-	=	%
令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	-	=	%
令和	年	月	日	から	令和	年	月	日	まで	-	=	%

(1)異動等の日から受ける広域異動手当（調整前）

支給割合	支給の終期
%	令和 年 月 日 まで
%	令和 年 月 日 まで

(3)地域手当（異動保障含む）

支給割合	支給の終期
%	令和 年 月 日 まで
%	令和 年 月 日 まで
%	令和 年 月 日 まで
%	令和 年 月 日 まで

(2)異動等の日の前官署にて受ける広域異動手当（調整前）

支給割合	支給の終期
%	令和 年 月 日 まで
%	令和 年 月 日 まで

6. 備考

--

【記入上の注意】

- 「異動等」には官署の移転を含む。
- 「交通方法」欄には、交通の順路に従い徒歩、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入する。
- 「経路」欄には、距離が300km以上の経路がある場合は、当該経路を一つ記入すれば足りることとし、また、「合計」欄も記入しなくともよいこととする。
- 異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署との間の距離が60km未満であって、当該住居と当該官署との間を通勤するものとした場合に、始業の時刻前に当該官署に到着するために当該住居を出発することとなる時刻から当該始業の時刻までの時間が2時間以上であるときは、当該時間を「所要時間」欄に記入する。この場合において、自動車等の交通の用具を使用するときは、「交通方法」欄に当該交通の用具の名称（「自動車」、「自転車」等）を記入し、当該経路及び経路に係る通勤時間を記入した地図を添付する。
- 「実支給割合」には、調整後における実際に支給されることとなる割合を記入する。なお、調整の結果、支給されないこととなる場合には「0」と記入する。
- 「5. 併給調整等必要事項」の(1)及び(2)の「支給割合」欄には、調整前における本来支給を受けることとなる割合を記入する。
- 俸給表の適用又は準異動等があった職員にあっては、各欄の事項に相当する事項を記入するものとする。